広島市告示（西区）　第82号

令和　８年　 10 月　　13日

建築基準法（昭和25年法律第２０１号）第８６条の５第２項の規定に基づき、告示対象区域における一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長　 松井　一實

記

１．認定の取消しに係る区域

広島県広島市西区観音新町四丁目の2874-92、2874-93、2874-94の一部、2874-95、2874-100及び2874-101

２．認定の取消しに係る認定番号

第　H２８認定通知広島市建４００００１　号

３．認定の取消しに係る認定年月日

平成２８年６月１７日